

# 石川県公報

平成 24 年 2 月 10 日

第 1 2 4 6 5 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準 (環境政策課)	1	特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準の一部改正 (同)	5
工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準 (同)	2	保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	5
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定 (同)	4	特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	6
騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定 (同)	4	政府調達に関する協定に係る入札公告 (医療対策課)	7
騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定 (同)	4	土地改良区の定款変更認可公告 (経営対策課)	8
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る区域の指定の一部改正 (同)	5	公共測量実施公告 (監理課)	8
		都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課)	8
		開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	9
		教育委員会	
		県指定史跡名勝天然記念物の指定の解除	9

## 告 示

### 石川県告示第51号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定し、同法第4条第1項の規定により、当該地域に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のとおり定め、公表の日から起算して一月を経過した日から施行する。

なお、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準（平成23年石川県告示第184号）は、この告示の施行の日の前日をもって廃止する。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 指定地域

七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡六水町及び能登町のうち、別添図面に着色した部分の地域

#### 2 規制基準

時間の区分 区域の区分	間		夜	
	昼	間	朝・夕	間
	午前8時から午後7時まで		午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル		45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル		50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル		60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル		65デシベル	60デシベル

#### 備考

1 第1種区域から第4種区域までの区域の区分は、指定地域の別添図面に次のように色分けして表示する。

区域の区別	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
色 別	赤	黄	桃	青

2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

（「別添図面」は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係市町環境担当課において縦覧に供する。）

### 石川県告示第52号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次のとおり指定し、法第4条第1項の規定により、当該規制地域に係る特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を次のとおり定め、公表の日から起算して一月を経過した日から施行する。

なお、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準（平成23年石川県告示第185号）は、この告示の施行の日の前日をもって廃止する。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 規制地域

次の表の左欄に掲げる市町の区域のうち、同表の右欄に掲げる地域

市 町 名	規 制 地 域	
1 野々市市及び河北郡内灘町	A 地域	別添図面に青色で着色した部分の地域
2 七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町	B 地域	別添図面に赤色で着色した部分の地域

備考 別添図面は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係市町環境担当課において縦覧に供する。

#### 2 法第4条第1項第1号の規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度（大気中における含有率）	
	A 地 域	B 地 域
アンモニア	100万分の1	100万分の2
メチルメルカプタン	100万分の0.002	100万分の0.004
硫化水素	100万分の0.02	100万分の0.06
硫化メチル	100万分の0.01	100万分の0.05
二硫化メチル	100万分の0.009	100万分の0.03
トリメチルアミン	100万分の0.005	100万分の0.02
アセトアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
プロピオンアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
ノルマルブチルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.03
イソブチルアルデヒド	100万分の0.02	100万分の0.07
ノルマルバレルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.02
イソバレルアルデヒド	100万分の0.003	100万分の0.006

イソブタノール	100万分の0.9	100万分の4
酢酸エチル	100万分の3	100万分の7
メチルイソブチルケトン	100万分の1	100万分の3
トルエン	100万分の10	100万分の30
スチレン	100万分の0.4	100万分の0.8
キシレン	100万分の1	100万分の2
プロピオン酸	100万分の0.03	100万分の0.07
ノルマル酪酸	100万分の0.001	100万分の0.002
ノルマル吉草酸	100万分の0.0009	100万分の0.002
イソ吉草酸	100万分の0.001	100万分の0.004

3 法第4条第1項第2号の規制基準

特定悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア 硫化水素 トリメチルアミン プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルパレルアルデヒド イソパレルアルデヒド イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式において、 $q$ 、 $He$ 及び $Cm$ は、それぞれ次の値を表すものとする。 $q$ 流量 (単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時) $He$ 悪臭防止法施行規則 (昭和47年総理府令第39号) 第3条第2項の規定により補正された排出口の高さ (単位 メートル) $Cm$ 2の規制基準として定められた値 (単位 百万分率) 補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

4 法第4条第1項第3号の規制基準

特定悪臭物質の種類	工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量	濃度の許容限度 (排水1リットル中のミリグラム)	
		A地域	B地域
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09

**石川県告示第53号**

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のとおり指定し、公表の日から起算して一月を経過した日から施行する。

なお、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定(平成23年石川県告示第186号)は、この告示の施行の日の前日をもって廃止する。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち、別添図面に着色した部分の地域

(「別添図面」は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係市町環境担当課において縦覧に供する。)

**石川県告示第54号**

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、公表の日から起算して一月を経過した日から施行する。

なお、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定(平成23年石川県告示第187号)は、この告示の施行の日の前日をもって廃止する。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

地域の類型を当てはめる地域

(1) 地域の類型Aを当てはめる地域

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち別添図面に赤色で着色した部分の区域

(2) 地域の類型Bを当てはめる地域

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち別添図面に黄色で着色した部分の区域

(3) 地域の類型Cを当てはめる地域

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち別添図面に青色で着色した部分の区域

(「別添図面」は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係市町環境担当課において縦覧に供する。)

**石川県告示第55号**

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表備考の規定により知事が定める区域を次のとおり定め、公表の日から起算して一月を経過した日から施行する。

なお、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定(平成23年石川県告示第188号)は、この告示の施行の日の前日をもって廃止する。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 a区域

平成24年石川県告示第54号(以下「告示」という。)(1)の地域の類型Aを当てはめる地域

2 b区域

告示(2)の地域の類型Bを当てはめる地域

3 c 区域

告示(3)の地域の類型Cを当てはめる地域

---

### 石川県告示第56号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る区域の指定(平成8年石川県告示第134号)の一部を次のように改正し、公表の日から起算して一月を経過した日から施行する。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準(平成23年石川県告示第184号)」を「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準(平成24年石川県告示第51号)」に改める。

---

### 石川県告示第57号

特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準(平成8年石川県告示第137号)の一部を次のように改正し、公表の日から起算して一月を経過した日から施行する。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

備考1中「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定(平成23年石川県告示第186号)」を「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定(平成24年石川県告示第53号)」に改める。

---

### 石川県告示第58号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

輪島市縄又町滝谷2、大野町長イタ4の2、土山1の2から1の5まで、1の7から1の12まで、29の2、29の3、30の2、31の2、32の2、三井町中藤谷内42、門前町西円山壱壱式5の6から5の8まで、壱壱六15の3、15の4、16の3、16の4、18の3、19の2、19の3、深見親塚1の1、道下壱壱七2、壱壱八59の6、59の14、59の30、59の33

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

---

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

輪島市大野町隠レ谷32の2から32の4まで、33の2から33の4まで、34の2から34の4まで、36の2から36の4まで、37の2から37の4まで、40の2から40の4まで、44の2、44の3、45の2、45の3、52の2、53の2、53の3、54の2、54の3、55の2、55の3、56の2、56の3、57の2、57の3、58の2、58の3、59の2、59の3、土山6の2から6の5まで、21の2、21の3、22の2、22の3、23の2、23の3、24の2、24の3、25の2から25の

- 4まで、26の2、26の3、27の2、27の3、房田町三蛇1の4から1の6まで、三井町中大谷内5、6
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
輪島市三井町中大谷内5、6
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日  
平成24年1月26日
- 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 金沢介護住宅サポートセンター
- 3 代表者の氏名  
高 正己
- 4 主たる事務所の所在地  
金沢市三ツ屋町口38番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者等及び一般の人々に対して、高齢者等が安心して暮らせる生活環境の実現のために、高齢者等の居住支援・生活の自立向上援助等に関する事業を行い、併せて福祉に関する調査研究・人材育成等を推進することで、健全な地域社会の向上・まちづくりに寄与することを目的とする。

## 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 調達内容

## (1) 購入件名及び数量

灯油 65,000リットル

## (2) 調達件名の特質等

JIS1号

## (3) 納入期間

平成24年4月1日から同年6月30日まで

## (4) 納入場所

石川県立高松病院

## (5) 今後調達が予定される件名、数量及び入札公告予定時期

灯油151,000リットル（平成24年7月1日から同年9月30日まで） 平成24年5月頃

## (6) 入札方法

入札金額は、(1)の物件の1リットル当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成23年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成23年石川県告示第164号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、当該購入物品を指定した日時及び場所に納入できることを証明する書類等入札説明書に示す関係書類を平成24年3月14日（水）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒929 - 1293 石川県かほく市内高松ヤ36

石川県立高松病院事務局総務課経理係 電話番号 076 - 281 - 1125

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成24年3月28日（水）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成24年3月28日（水）午後1時30分 石川県立高松病院管理棟大会議室

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
Kerosene (Paraffin) oil 65,000 ℓ
- (2) Delivery period  
From 1, April, 2012 through 30, June, 2012
- (3) Delivery place  
Ishikawa Prefectural Takamatsu Hospital
- (4) Time limit of tender  
12:00 p.m. 28 March 2012
- (5) Contact point for the notice  
Fiscal Division Ishikawa Prefectural Takamatsu Hospital  
36 ya Utitakamatsu Kahoku 929 - 1293  
Japan TEL. 076 - 281 - 1125

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

土 地 改 良 区 の 名 称	認 可 年 月 日
佐 々 木 町 土 地 改 良 区	平 成 2 4 年 1 月 3 0 日

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金沢地方務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	平成24年2月10日から 同年3月31日まで	七尾市御祓地区

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該計画に係る都市計画の案を平成24年2月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
金沢都市計画道路 (3・3・11号専光寺野田線)	金沢市寺町4丁目及び寺町5丁目	石川県土木部都市計画課及び金沢市 都市整備局都市計画課

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成24年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字庄子1番1、2番1	河北郡津幡町字庄子69番地 松井 芳子

**教 育 委 員 会**

## 石川県教育委員会告示第2号

石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第32条第2項の規定により、平成24年1月24日付けで次の県指定史跡名勝天然記念物の指定が解除された。

平成24年2月10日

石 川 県 教 育 委 員 会

史跡名勝天然記念物

種別	名称	所在地	所有者 (管理者)
史跡	松波城跡庭園跡	鳳珠郡能登町字松波ラ字1番の1及び1番の2のうち1,300 m <sup>2</sup>	能登町 (能登町)
県指 定 年 月 日		平成3年2月6日	

